

○大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例

平成15年3月24日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令に特別の定めがあるものを除くほか、法定外公共物の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「法定外公共物」とは、本市が所有する道路(道路法(昭和27年法律第180号)が適用されない道路をいい、これと一体をなしている施設を含む。以下同じ。)及び河川等(河川法(昭和39年法律第167号)、下水道法(昭和33年法律第79号)及び大分市普通河川取締条例(昭和38年大分市条例第54号)が適用されず、又は準用されない河川、湖沼、ため池、水路等をいい、これらと一体をなしている施設を含む。以下同じ。)であって、一般の公共の用に供されているものをいう。

(禁止行為)

第3条 何人も、法定外公共物について、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 法定外公共物を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 法定外公共物に土石(砂を含む。以下同じ。)、竹木等をたい積し、又はごみ、汚物、毒物その他これらに類するものを投棄すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法定外公共物の保全又は利用に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

(行為の許可)

第4条 次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。当該許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

- (1) 法定外公共物の敷地又はその上空若しくは地下において、工作物その他の物件を新築し、改築し、又は除却すること。
 - (2) 法定外公共物の敷地内において、掘削、盛土その他土地の形状を変更すること。
 - (3) 法定外公共物の流水又は水面を占有すること。ただし、流水の場合にあっては、かんがいの用に供する場合を除く。
 - (4) 法定外公共物の敷地内において、土石、竹木その他の産出物を採取すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、法定外公共物について工事を行い、又は法定外公共物を本来の目的以外の目的に使用すること。
- 2 市長は、前項の許可(以下「占有等の許可」という。)を与える場合において、法定外公共物の管理上必要な条件を付することができる。

(国等の行為に対する特例)

第5条 国又は地方公共団体は、その事業を行うため前条第1項各号に掲げる行為をしようとするときは、同項の規定にかかわらず、占有等の許可に代えてあらかじめ市長に協議しなければならない。

(占有等の許可の期間)

第6条 占有等の許可の期間は、5年以内とする。ただし、長期にわたり工作物その他の物件を設置することが必要であると認められる場合にあっては、10年以内とすることができる。

- 2 前項の期間は、これを更新することができる。

(検査)

第7条 占有等の許可を受けた者(以下「占有者等」という。)は、第4条第1項各号に掲げる行為のうち工事を要するものについて当該工事が完了したときは、その旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第8条 占有者等は、占有等の許可に基づく権利を他人に譲渡し、若しくは貸し付け、又は担保に供してはならない。

(地位の承継)

第9条 占有者等について相続、合併又は分割(占有等の許可に基づく権利又は占有等の許可に係る工作物等のすべてを承継させる場合に限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該権利又は当該工作物等のすべてを承継した法人は、当該占有者等の地位を承継する。

2 前項の規定により占有者等の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内にその旨を市長に届け出なければならない。

(許可の取消し等)

第10条 市長は、占有者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、占有等の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は法定外公共物を原状に回復することを命ずることができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により許可を受け、又は許可の条件に違反したとき。

2 市長は、占有者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定に基づく処分をし、又は必要な措置を採ることを命ずることができる。

(1) 法定外公共物に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

3 前2項の規定に基づき必要な措置を採ることを命じようとする場合において、過失がなく当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、その命じた者又は委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、当該命じた者又は委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ公告しなければならない。

4 前項の規定に基づき当該措置を行おうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。

(監督処分)

第11条 市長は、第3条各号に掲げる行為をした者又は占有等の許可を受けないで第4条第1項各号の行為をした者に対し、工作物その他の物件の除却若しくは原状の回復を命じ、又はこれらによって生じる危害の予防その他必要な措置を命ずることができる。

2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定に基づく措置について準用する。

(原状回復等)

第12条 占有者等は、占有等の許可の期間が満了し、又は占有等の許可に係る行為を廃止したときは、速やかに当該占有等の許可に係る法定外公共物を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復する必要がないと認めるものについては、この限りでない。

2 第10条第1項若しくは第2項、前条第1項又は前項の規定により法定外公共物を原状に回復した者は、速やかにその旨を市長に届け出て、その検査を受けなければならない。

(占用料等)

第13条 市長は、占有者等から占用料又は採取料(以下「占用料等」という。)を徴収する。ただし、国又は地方公共団体に対しては、占用料等を徴収しない。

2 占用料等の額は、道路の場合にあつては別表第1の、河川等の場合にあつては別表第2のとおりとし、次に掲げる方法により算定する。

(1) 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有等の許可の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算する。

この場合において、1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。

- (2) 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用等の許可の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。
- (3) 道路の場合にあつては、表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算する。
- (4) 河川等の場合にあつては、占用面積若しくは採取物件の体積が1平方メートル若しくは1立方メートル未満であるとき、又は占用面積若しくは採取物件の体積に1平方メートル若しくは1立方メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全体積又はその端数の面積若しくは体積を切り上げて計算する。
- (5) 占用料等の確定金額の全額が100円に満たないときは、その全額を100円とする。

(平30条例35・一部改正)

(占用料等の徴収方法)

第14条 占用料等は、占用等の許可の際に徴収する。ただし、占用等の許可の期間が当該占用等の許可をした日の属する年度の翌年度以降にわたるときは、初年度分については占用等の許可の際に、次年度以降の分については当該年度分をその年度の5月末日(その日が民法(明治29年法律第89号)第142条に規定する休日又は土曜日に該当するときは、これらの日の翌日)までに徴収する。

(占用料等の減免)

第15条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、占用料等を減免することができる。

(占用料等の不還付)

第16条 既納の占用料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、占用者等の申請に基づき、その全部又は一部を還付することができる。

(他人の土地への立入り)

第17条 市長は、法定外公共物の適正な管理を行うためやむを得ない必要があると認めるときは、その命じた者又は委任した者に他人の土地に立ち入らせることができる。

- 2 前項の規定に基づき他人の土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ当該土地を所有し、管理し、又は占有している者にその旨を通知するものとする。ただし、あらかじめ通知することが困難であると認められるときは、この限りでない。
- 3 第1項の規定に基づき宅地又は垣、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、前項の規定による通知のほか、立入りの際、あらかじめ当該土地を占有している者にその旨を告げるものとする。
- 4 第1項の規定に基づき他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人からの請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(境界確定の協議)

第18条 市長は、法定外公共物の境界が明らかでないためその管理に支障があると認めるときは、隣接地の所有者に対し、立会場所、期日その他必要な事項を通知して、境界を確定するための協議を求めることができる。

- 2 前項の規定に基づき協議を求められた隣接地の所有者は、やむを得ない場合を除き、同項の通知に従い、その場所に立ち会って境界の確定につき協議しなければならない。
- 3 第1項の協議が整ったときは、市長及び隣接地の所有者は、書面により、確定された境界を明らかにしなければならない。

(罰則)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条の規定に違反して、同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条第1項の規定に違反して、同項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第10条第1項又は第2項の規定に違反して、これらの規定に基づく命令に従わなかった者

第20条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(両罰規定)

第21条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前2条の過料を科する。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第13条から第16条まで及び第20条の規定並びに第21条の規定(第20条の規定に係る部分に限る。)は、平成17年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例の施行の日の前日において地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第4項の規定に基づく許可を受け大分市行政財産使用料条例(昭和39年大分市条例第25号)第2条の規定により使用料を徴収されている第4条第1項各号に掲げる行為については、この条例の施行の日から平成17年3月31日までの間(以下「経過期間」という。)は、この条例の規定は適用しない。経過期間内において、当該行為に係る許可の期間が満了することにより当該許可の更新を受けようとするときも同様とする。

附 則(平成15年条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年条例第99号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第12号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第84号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第39号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大分市市民行政センター条例、大分市市民センター条例、ホルトホール大分条例、コンパルホール条例、平和市民公園能楽堂条例、大分市宇曾山荘条例、大分市葬斎場条例、大分市都市公園条例、大分市漁港管理条例、大分市普通河川占用、使用及び採取料条例、大分市準用河川占用料及び採取料徴収条例、大分市道路及び河川等の法定外公共物の管理に関する条例、大分市レンタサイクル条例、大分市公民館使用料徴収条例、大分市歴史資料館条例、大分市立少年自然の家条例、大分市いまいち山荘条例、大分市河原内陶芸楽習館条例、大分市美術館条例、アートプラザ条例、大分市立学校体育館等使用料条例、大分市今市健康増進センター条例、大分市営陸上競技場条例、大分市営温水プール管理条例、ハウス大分川条例及び大分市スポーツ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請、届出その他の行為に係る使用料、採取料その他の徴収金(指

定管理者が収入する利用料金を除く。以下この項において同じ。)について適用し、同日前の申請、届出その他の行為に係る使用料、採取料その他の徴収金については、なお従前の例による。

附 則(平成30年条例第35号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1(第13条関係)

(平15条例23・平21条例12・平30条例35・一部改正)

道路に係る占用料

| 占用物件 | 占用料 | | |
|--|---------------------------|------------------|----------|
| | 単位 | 金額 | |
| 電柱、電線、変圧塔、公衆電話所、郵便差出箱、広告塔その他これらに類する工作物 | 第1種電柱 | 1本につき1年 | 円 700 |
| | 第2種電柱 | | 1,100 |
| | 第3種電柱 | | 1,500 |
| | 第1種電話柱 | | 630 |
| | 第2種電話柱 | | 1,000 |
| | 第3種電話柱 | | 1,400 |
| | その他の柱類 | | 63 |
| | 共架電線その他上空に設ける線類 | 長さ1メートルにつき1年 | 6 |
| | 地下に設ける電線その他の線類 | | 4 |
| | 路上に設ける変圧器 | 1個につき1年 | 610 |
| | 地下に設ける変圧器 | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 380 |
| | 変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所 | 1個につき1年 | 1,300 |
| | 郵便差出箱及び信書便差出箱 | | 530 |
| | 広告塔 | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 1,800 |
| | その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき1年 | 1,300 |
| 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件 | 外径が0.07メートル未満のもの | 長さ1メートルにつき1年 | 26 |
| | 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの | | 38 |
| | 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの | | 56 |
| | 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの | | 75 |
| | 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの | | 110 |
| | 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの | | 150 |
| | 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの | | 260 |

| | | | | | |
|--|--|--------------------------|------------------|-------------|-------|
| | ル未満のもの | | | | |
| | 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの | | | 380 | |
| | 外径が1メートル以上のもの | | | 750 | |
| 天幕、日よけ、雨よけその他これらに類するもの | | 占用面積1平方メートルにつき1年 | | 1,300 | |
| 通路、浄化槽その他これらに類する施設 | 上空に設ける通路 | | | 880 | |
| | 地下に設ける通路 | | | 530 | |
| | その他のもの | | | 1,300 | |
| 露店、商品置場その他これらに類する施設 | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | 占用面積1平方メートルにつき1日 | | 18 | |
| | その他のもの | 占用面積1平方メートルにつき1月 | | 180 | |
| 看板、標識、旗ざお、幕及びアーチ | 看板(アーチであるものを除く。) | 一時的に設けるもの | 表示面積1平方メートルにつき1月 | 180 | |
| | | その他のもの | 表示面積1平方メートルにつき1年 | 1,800 | |
| | 標識 | | 1本につき1年 | 1,000 | |
| | 旗ざお | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | | 1本につき1日 | 18 |
| | | その他のもの | | 1本につき1月 | 180 |
| | 幕(工事用施設であるものを除く。) | 祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの | その面積1平方メートルにつき1日 | | 18 |
| | | その他のもの | その面積1平方メートルにつき1月 | | 180 |
| | アーチ | 車道を横断するもの | | 1基につき1月 | 1,800 |
| | | その他のもの | | | 880 |
| | 工事用板囲い、足場、詰所、その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料 | | 占用面積1平方メートルにつき1月 | | 180 |
| 防火地域において既存建築物に代えて耐火建築物を建築する期間中の仮設店舗その他の仮設建築物 | | | | 130 | |
| その他 | | | | 市長がその都度定める。 | |

備考

- 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。
- 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する

柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

4 広告塔及び看板の表示面積とは、表示部分の面積の最も大きな一面の面積とする。

別表第2(第13条関係)

(平16条例99・平24条例84・平25条例39・一部改正)

1 河川等に係る占用料

| 占用物件 | 単位 | 占用料(年額) | | 摘要 |
|---------|-------------|----------|----------|------------------------------|
| | | 1級地 | 2級地 | |
| 電柱 | 1本 | 円 890 | 円 890 | |
| 電話柱 | 1本 | 330 | 330 | 電柱を除く。 |
| 鉄塔 | 1本 | 1,130 | 1,130 | |
| 建築物 | 1平方メートル | 1,410 | 410 | 用途を問わず、屋根及び柱を有するもの |
| 通路及び通路橋 | 1平方メートル | 1,130 | 260 | 幅4メートル以下のものを除く。 |
| 物置場 | 1平方メートル | 260 | 120 | 屋根のないもの |
| 作業場 | 1平方メートル | 70 | 40 | 屋根のないもの |
| 広告板 | 1板 | 2,830 | 1,410 | 板面2平方メートル未満のもの |
| | 1板 | 5,670 | 2,830 | 板面2平方メートル以上のもの |
| 広告塔 | 1基 | 22,730 | 11,360 | 最大径1.5メートル未満であって高さ5メートル未満のもの |
| | 1基 | 42,220 | 22,730 | 最大径1.5メートル以上又は高さ5メートル以上のもの |
| その他 | 市長がその都度定める。 | | | |

備考

1級地 市街化区域

2級地 市街化区域以外の区域

2 河川等に係る採取料

| 採取物件 | 単位 | 採取料 | 摘要 |
|------|---------|-----|----|
| | | 円 | |
| 砂 | 1立方メートル | 97 | |
| 砂利 | 1立方メートル | 154 | |
| れき | 1立方メートル | 77 | |
| 栗石 | 1立方メートル | 169 | |

| | | | |
|------|-------------|----|-------------------------------|
| 転石 | 1個 | 20 | 径20センチメートル以上60センチメートル未満 |
| | 1個 | 56 | 径60センチメートル以上90センチメートル未満 |
| | 1個 | 61 | 径90センチメートル以上 |
| かや | 1束 | 20 | 1束は、長さ1メートルであって周囲1メートルのものとする。 |
| 笹・柴類 | 1束 | 36 | 1束は、長さ1メートルであって周囲1メートルのものとする。 |
| その他 | 市長がその都度定める。 | | |